

福岡県地域公共交通職場改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県地域公共交通職場改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、極めて深刻な運転手不足の状況を改善するため、交通事業者が実施する施設・設備の整備や導入費を支援することにより、運転手の職場環境を改善し、もって運転手を確保することで、県民の通勤、通学、買い物、通院など、日常生活の移動手段として必要不可欠な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる経費は、交通事業者が行う施設・設備整備事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「対象経費」という。）とし、交通事業者、対象経費及び補助率（補助上限額含む。）については、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産でかつ、価格が単価50万円以上であって、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める期間を経過していないものについては、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度末までに、女性、若者（採用時の年齢が満50歳未満の者）、外国人のいずれかを運転手として採用すること。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に必要書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第2号による交付決定を交通事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 この補助金の交付決定後の事情により補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、様式第3号による変更交付申請書に必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金額の増を生じない場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画の細部の変更であり事業目的に達成に支障がないもの。
- (2) 補助金額の減額が20%以内の変更であるもの。

(補助金の変更交付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の変更交付の決定を行い、様式第4号による変更交付決定を交通事業者に通知するものとする。

(事業遅滞の報告)

第9条 交通事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 交通事業者は、補助事業の遂行、支出状況及び運転手の採用状況等について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 交通事業者は、補助事業が完了した日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日又は令和7年3月10日までのいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、様式第6号による額の確定通知書を交通事業者に通知するものとする。

(概算払)

第13条 知事は、補助事業の執行上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項により補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第7号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、交通事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (3) 補助事業の実施について虚偽その他不正の行為があったとき
- (4) 規則及びこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき
- (5) 第2条の目的に反しているとき知事が認めたとき

(証拠書類の検査等)

第15条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて交通事業者に報告を求め、補助事業に係る証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(暴力団排除)

第16条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、交通事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

3 知事は、交通事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、交通事業者（法人の場合は役員）の氏名、生年月日、性別の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 交通事業者	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者。</p> <p>(2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者。 ただし、1人1車制個人タクシー事業を営業者を除く。</p>	<p>福岡県内に所在する事業所において、若者、女性、外国人など多様な人材の確保に資する施設・設備の整備又は改修に要する経費のうち、知事が認める経費。 ただし、光熱水費や月額使用料などのランニングコストは除く。 さらに、仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、その金額については、補助対象経費から除外するものとする。</p>	<p>2分の1</p> <p>補助上限額は、1事業所あたり50万円とする。</p>

（対象経費の例）

- ・ トイレ、更衣室、休憩室及びシャワー室の整備費
- ・ 運転手の子を預かるための託児所などの施設及びその施設を運営するために必要な設備の整備費
- ・ 通信型ドライブレコーダーの導入費
- ・ 翻訳機器の導入費
- ・ 運転手の身体の安全を確保するための防犯用機器又は設備の導入費
- ・ 配車を目的としたアプリなどの導入費